2　国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、法第四十三条の十一第八項の規定により指定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項を、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により公告しなければならない。

一　法第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を受けようとする者（第十一条の九において「申請者」という。）の商号及び本店の所在地

二　運営計画の概要

三　意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四　前三号に掲げるもののほか、当該指定に係る国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が必要と認める事項

（港湾運営会社の指定の公示）

第十一条の七　法第四十三条の十一第十二項の規定による公示は、港湾運営会社の商号及び本店の所在地のほか、同条第九項の規定により提出された意見書の処理の経過、当該港湾運営会社の指定の理由その他当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が必要と認める事項を明示して、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により行うものとする。

（商号等変更の届出の公示）

第十一条の八　法第四十三条の十一第十四項の規定による公示は、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により行うものとする。

（港湾運営会社の指定の申請）

第十一条の九　法第四十三条の十二第一項の規定により提出する申請書には、申請の年月日を記載し、かつ、申請者の代表者が記名押印し、又は署名しなければならない。

2　法第四十三条の十二第一項第二号ロの国土交通省令で定める港湾施設（以下「荷さばき施設等」という。）は、次に掲げるものとする。

一　荷さばき施設

二　旅客施設

三　港湾管理事務所

四　移動式施設

3　法第四十三条の十二第一項第二号ロの国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　荷さばき施設等のうち申請者がその建設又は改良を行うもの（以下「特定荷さばき施設等」という。）の位置、種類、数、規模及び構造

二　特定荷さばき施設等の工事に要する費用の概算

三　特定荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

四　法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けを申請する場合にあつては、次に掲げる事項を記載した当該貸付けに係る特定荷さばき施設等に係る資金計画

イ　資金計画の概要

ロ　資金の調達方法

ハ　資金の使途

五　前号の特定荷さばき施設等に係る収支計画

4　法第四十三条の十二第一項第二号ハの国土交通省令で定める事項は、役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項とする。

5　法第四十三条の十二第一項第二号ニの国土交通省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一　埠頭群（当該港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭を含む。次号、第三号及び次項第三号において同じ。）の運営の事業の実施時期

二　埠頭群を構成する港湾施設（特定荷さばき施設等を除く。）の位置、種類、数、規模及び構造

三　埠頭群の運営の効率化に資する取組

四　法第五十五条第一項、第四項又は第五項の埠頭群を構成する港湾施設の貸付けを希望する期間

6　法第四十三条の十二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　資金収支見積書

二　取扱貨物量の目標を記載した書類

三　埠頭群の運営の効率性の向上の程度を示す指標を記載した書類

四　申請者に関する次に掲げる書類

イ　定款及び登記事項証明書

ロ　役員の履歴書

ハ　株主名簿の写し

ニ　最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

五　法第四十三条の十一第七項各号に該当しない旨を誓約する書類

六　埠頭群の運営の事業以外の事業を行う場合には、その種類及び概要を記載した書類

七　その他参考となるべき事項を記載した書類

（運営計画の変更の届出）

第十一条の十　法第四十三条の十三第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　前条第四項の事項に係る変更

二　前号に掲げるもののほか、特定荷さばき施設等の名称の変更その他の運営計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2　法第四十三条の十三第五項の規定により運営計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運営計画変更届出書を提出しなければならない。

一　商号及び本店の所在地

二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

（区分経理の方法）

第十一条の十一　港湾運営会社は、法第四十三条の十六の規定により埠頭群の運営の事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理する場合においては、埠頭群の運営の事業とその他の事業との双方に関連する収益及び費用は、次に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。

一　受取利子その他の事業外収益にあつては、それぞれの事業に専属する事業収益による割合

二　事業費用にあつては、次に掲げる割合

イ　法人税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあつては、それぞれの事業に専属する利益による割合

ロ　その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用（諸税及び減価償却費を除く。次号ロにおいて同じ。）による割合

三　支払利子その他の事業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ　支払利子にあつては、それぞれの事業に専属する事業用固定資産の価額による割合（当該固定資産につき前事業年度末における貸借対照表に付せられた価額から当該固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却引当金の額を控除した価額による割合をいう。）

ロ　その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用による割合

（指定の取消しの公示）

第十一条の十二　第十一条の八の規定は、法第四十三条の十九第三項の規定による公示について準用する。

（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）

第十一条の十三　法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて港湾運営会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該港湾運営会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。